

古田史学の会・東海

# 東海 の 古 代

第170号 平成26(2014)年10月

会 長：竹内 強

編集発行：事務局 〒489-0983 瀬戸市苗場町137-10

林 伸禧 〈Tel&Fax：0561-82-2140、メールアドレス：furuta\_tokai@yahoo.co.jp〉

ホームページ：http://www.geocities.co.jp/furutashigaku\_tokai

## 九州王朝と百済国（その1）

—七支刀と珊瑚樹—

名古屋市 佐藤章司

### 1、はじめに

百済国の建国と滅亡まで、東アジアの中で、交渉・交流を持っていた倭国は視点を変えて、国内的に俯瞰すれば、筑紫に都をおく九州王朝であった、との認識を得たので発表する。

### 2、七支刀について

#### 1) 『日本書紀』（神功皇后紀）から

『日本書紀』の記述する古代は、倭人の二倍年暦によって記述されている。たとえば、仲哀天皇崩御52歳・在位9年、神功皇后崩御100歳・在位69年等々であるが、『百済記』<sup>(注1)</sup>・『魏志倭人伝』から転記されている記事は一倍年暦で記述されている。神功皇后紀から百済国との関連記事を大雑把に拾い出すと、下記の②～⑧のとおりである。

#### ①神功皇后39年の条

この年太歳己未。

— 魏志倭人伝によると、明帝の景初三年六月に、倭の女王は大夫難斗米らを遣わして帯方郡に至り、洛陽の天子にお目にかかりたいと言って貢ぎをもってきた。太守の鄧夏は役人をつき添わせて、洛陽に行かせた。

（講談社学術文庫『日本書紀』上、201頁）

太歳己未は明帝の景初三年六月と記しているが、明帝は三年正月一日に崩御しているため、明帝は存在しない。西暦換算では239年である。「倭の女王」とは間違いなく卑弥呼である。『日本書紀』編纂者は神功皇后≠卑弥呼ということを知りながら、『魏志倭人伝』を手元に置き、名を伏せて「倭の女王」と記載した。卑弥呼や壺与は九州王朝の女王達である。ここでも九州王朝実在の隠蔽が図られている。『日本書紀』は卑弥呼・壺与を神功皇后に取り込み、『日本書紀』の時間軸の定点とした。

#### ②神功皇后49年3月の条

あらたわけ かがわけ  
荒田別と鹿我別を將軍とした。久氐らと共に兵を整えて卓淳国に至り、まさに新羅を襲おうとした。

その時ある人が言うのに、

「兵が少なくでは新羅を破ることはできぬ。沙白さぱく・蓋廬こいうろを送って増兵を請え」

と。木羅斤資もくらかんし・沙沙奴ささなこに命じて、精兵を率いて沙白・蓋廬と一緒に遣わされた。ともに卓淳国に集まり、新羅を討ち破った。

そして比自ひしは・南加羅なんかのく・喙国すゐこく・安羅・多羅・卓淳・加羅の七カ国を平定した。兵を移して西方古奚津こけいのつに至り、南蛮なんばんの耽羅たんら（濟州島）（※原

文では「南蛮<sup>とむたれ</sup>枕<sup>とむたれ</sup>弥<sup>とむたれ</sup>多<sup>とむたれ</sup>礼<sup>とむたれ</sup>」を滅ぼして百済に与えた。百済王の肖古と皇子の貴須は、また兵を率いてやってきた。比利・辟中・布弥支・半古の四つの邑が自然に降服した。こうして、百済王父子と荒田別・木羅斤資らは共に意流村で一緒に、相見えて喜んだ。礼を厚くして送った。

(講談社学術文庫『日本書紀』上、204頁。  
下線は佐藤が加筆。)

とあるように人名・地名がとともリアルである。これを受けて

### ③神功皇后五十二年秋9月10日の条

五十二年秋九月十日、久氏は千熊長彦に従ってやってきた。そして七枝刀一口、七子鏡一面及び種々の重宝を奉った。そして、「わが国の西に河があり、水源は谷那の鉄山から出ています。その遠いことは七日間行っても行きつきません。まさにこの河の水を飲み、この山の鉄を採り、ひたすらに聖朝に奉ります」と申し上げた。そして孫の枕流王に語って、「……」といった。

(講談社学術文庫『日本書紀』上、206頁)

百済国の使者久氏が神功皇后52年に倭国にもたらした「七枝刀」が今回のテーマである。

### ④神功皇后五十五年の条

五十五年、百済の肖古王が薨じた。

(講談社学術文庫『日本書紀』上、207頁)

『三国史記』では近肖古王(『日本書紀』では肖古王)の在位期間は346～375年とある。

### ⑤神功皇后五十六年の条

五十六年百済の皇子貴須が王となった。

(講談社学術文庫『日本書紀』上、207頁)

『三国史記』では近仇首王の在位期間は375～384年とある。

### ⑥神功皇后六十二年の条

六十二年、新羅が朝貢しなかった。その年襲津彦を遣わして新羅を討たせた。  
—百済記に述べている。

壬午の年(382年)、新羅が日本に朝貢しなかった。日本は沙至比跪を遣わして討たせた。(※原文では「新羅不奉貴国々々遣沙至比跪令討之」……  
(講談社学術文庫『日本書紀』上、207頁)

### ⑦神功皇后六十四年の条

百済の貴須王が薨じた。王子枕流王が王となった。  
(講談社学術文庫『日本書紀』上、208頁)

『三国史記』では枕流王の在位期間は384～385年とある。

### ⑧神功皇后六十五年の条

百済の枕流王が薨じた。王子阿花が年若く、叔父辰斯が位を奪って王となった。

(講談社学術文庫『日本書紀』上、208頁)

『三国史記』では辰斯王の在位期間は385～392年とある。

### ⑨神功皇后六十六年の条

六十六年、

—この年は晋の武帝の泰初二年である。晋の国の天子の言行などを記した起居注に、武帝の泰初二年十月、倭の女王が何度も通訳を重ねて、貢献したと記している。

(講談社学術文庫『日本書紀』上、208頁)

『日本書紀』には「泰初」とあるが、「泰始」の誤りであり、西暦では266年である。神功皇后39年(239年)から神功皇后66年(266年)の27年間の中に百済王の肖古王⇒近仇首王⇒枕流王⇒辰斯王の即位を取り込んでいる。

神功皇后39年=景初3年(239年)と神功皇后66年=泰始2年(266年)を『日本書紀』の時間軸の定点<sup>1</sup>としていることは注目して良いだろう。

『日本書紀』神功52年(252年)の「七枝刀」記事は今日、石上神宮<sup>(註2)</sup>に伝わる七支刀と同じであろうが、この金象嵌のある鉄刀(鉄剣)の七支刀は百済国・倭国間の政治・軍事の協力結果によるものであり、本来のありかは九州王朝の中枢部にあったはずだ。それが、奈良県天

\*1 拙著「倭人の二倍年暦と暦」(『東海の古代』第144号 平成24年8月) 参照

理市にある石<sup>いそのかみ</sup>上神宮境内の禁足地から明治の初めに発見されているが、その由来は不明となっている。

## 2) 七支刀の銘文

その銘文には

<表> 泰和四年五月十六日丙午正陽造百鍊鉄  
七支刀■辟百兵宜供侯王■■■■作  
<裏> 先世以来未有此刃百濟王世子奇生聖音  
故為倭王旨造伝示■世

(※■は不明な文字)

現代語訳

泰和四年(三六九年)五月十六日の丙午の正陽に、百たび鍛えた鉄の七支刀を造った。すすんでは百たびの戦いを避け、恭しい侯王(が帯びるの)にふさわしい。先の世からこのかた、またこのような刀はない。百濟王の世子貴須は、特別に倭王旨のために造って、後の世に伝え示すものである。

(岩波文庫『三国史記倭人伝他六篇—朝鮮正史日本伝1—』136頁、下線は佐藤が加筆)

百濟王とその世子が贈った相手は倭王「旨」(中国風1字名)であり、大和王朝の神功皇后は皇后であって倭王になったことはない。「旨」は倭の五王である讚・珍・濟・興・武に先立つ九州王朝の倭王名である。

晋の滅亡(316年)と楽浪郡・帯方郡の滅亡による政治的・軍事的空白地となった朝鮮半島を馬韓が百濟に、辰韓が新羅へ、弁韓が任那へと自立の道を歩み、他方北から高句麗が南下し、倭が北上して共に領有権と支配権を争い、倭と百濟が軍事同盟を結び北の高句麗や新羅と応戦した。

倭国を統治し、百濟と同盟を結び高句麗や新羅と対峙した女王(女王だからこそ天皇でもない神功皇后紀を特段に立てて、倭の女王である卑弥呼や壺与や・倭王旨などの記事を一括まとめてこの神功皇后紀に挿入したのである)が倭王旨である。

この軍事同盟を証明するものが百濟王(近肖

古王、346～374年)とその世子(近仇首王、375～383年)から倭王旨に贈られた鉄製の特異な形態と金象眼の剣の「七支刀」(泰和4年=369年に造られた)である。

『日本書紀』の記述と七支刀の銘文と対比して、検証すると「七支刀」の年号の泰和4年は西暦369年であり、明らかに神功皇后49年(249年)や同左52年(252年)の記事は『魏志倭人伝』や九州王朝の『史書』からの盗用である。『日本書紀』編纂者は「七支刀」の現物を知らなかったし、そこに銘文が存在することも知らなかった。そのために生じた齟齬である。

## 3) 南蛮の忱弥多礼とは

南蛮の忱弥多礼とは、岩波文庫『日本書紀』(二)の178～181頁の注書きでは、要約して記すと、

いまの濟州島。『隋書』や『日本書紀』では耽羅ともいった、と解説している。

百濟を原点に濟州島を俯瞰すると南にあるが、それでは倭国も南蛮になってしまう。倭国を原点にみると濟州島や百濟は北にあって、とても南蛮とは言えない。やはり、この南蛮は中国を原点とした政治用語なのだろう。即ち琉球(『隋書』では東夷の国々の中のひとつ)よりも以南にある国であろう。そのヒントとなるのが、下の「こうやの宮の五神体像」である。

右端の七支刀を持つ人物が百濟の使者久氏であろう。そしてもう一人、特徴的な人物が左下の半身裸体に腰蓑をした、いかにも「南洋の土人」を感じさせる人物で、両手首に巻いた腕輪<sup>2</sup>はイモガイ製らしき貝輪をはめ、今では、ちぎれてしまった紐を手に持ち、献上品の珊瑚樹と結ばれていたのであろう。この人物は各種の珊瑚樹や大型の貝のある珊瑚礁に囲まれた国からの使者である。その使者の国の名が忱弥多礼<sup>とむたれ</sup>である。

古代の倭国はこのように南洋の国々との交流があった。この国々の領域が「長鳴鳥」<sup>(注3)</sup>や

\*1 『失われた九州王朝』147頁(古田武彦著 復刻版:ミネルヴァ書房、2010年2月)参照

\*2 拙著「日本神話と貝文化考」(『東海の古代』第153号 平成25年5月)参照

「時じくの香の木の實」のある常世国ではなかろうか。今後の課題としたい。

「こうやの宮」の五神体（福岡県瀬高町地内）



(『古代史の60の証言』・157頁より)

#### 4) 耽羅国は？

神功皇后紀では耽羅国と書かれていない。岩波文庫『日本書紀』では、「枕弥多礼」（應神八年条）の注書きで

…… いまの済州島で、隋書や書紀の他の箇所では耽羅(……)ともいった。……

(岩波文庫『日本書紀』(二) 181頁注)

と述べている。

これは岩波文庫版の校注者の解説であり、『日本書紀』の耽羅は、斉明七年（661年）五月二十三日の条

耽羅がはじめて王子阿波伎らを遣わして調を奉った。

— 伊吉博徳の書に、……耽羅の人が朝貢するのは、

この時に始まった。……。

(講談社学術文庫『日本書紀』下、217・217頁)

と記述されている。南蛮の枕弥多礼を耽羅国とする岩波文庫『日本書紀』(二) 178～181頁の注書きは間違いであると、ここに指摘しておきたい。

### 3、珊瑚樹について

414年建立の好太王碑の中に記述されている。第三面一行目である、(永樂十年ごろ)

官兵、師を百残に移し、その城を囲む。百残王懼れ、復使を遣わし、五尺の珊瑚樹二、朱紅の寶石・筆牀一を献じ、他は前に倍し、其の子、勾孛を質と

\*1 『古代史の60の証言』：古田武彦著、駸々堂、1991年2月

す。

(朝日文庫『日本列島の大王たち—古代は輝いていたⅡ—』、198-199頁。下線は佐藤が加筆)

とあり百済から高句麗に提供(献上品)された中に「五尺の珊瑚樹が2個」ある。かなり大きな1.5メートルほどか。百済はこの珊瑚樹をどのような方法で入手したであろうか?と考えた時に、百済王の肖古王・世子の貴須から倭王旨に贈られた七支刀の返礼として、「南蛮の枕弥多礼」から入手した珊瑚樹であると思う。この枕弥多礼から得られた珊瑚樹を高句麗への献上品とした。こう考える以外はなかろう。

献上品は自国の特産品ということだけに限らず、百済から高句麗へ珊瑚樹2個、ずっと後の時代(618年)になるが、高句麗から倭国へ駱駝1匹等の珍品がある。

### (注1) 百済記

岩波文庫『日本書紀』(二)の補注9-三七では

百済記は、少なくとも近肖古王代から蓋鹵王まで9代の間(346~475)の史書であり、百済新撰は蓋鹵王代から武寧王代まで五代に渡る間(455~523)の史書であり、百済本記は武寧王代から威徳王初年に至る三代の間(501~557)の史書であったかと推定される。

(岩波文庫『日本書紀』(二)、418・419頁)

とある。

### (注2) 石上神宮

石上神宮(石上神社、布留社等)は『古事記』や『日本書紀』に再三登場する由緒ある神宮・社であり、この石上神宮の主祭神として

- ①布都御魂大神
- ②布留御魂大神
- ③布都斯魂大神

が祭られている。上のそれぞれの祭神は

①の布都御魂大神のご神体は、建御雷神が邇邇

芸命へ国を譲るよう大国主神に突きつけた剣であり、後に神武天皇(神倭伊波礼毘古命)の熊野の地で困窮した際に神託によって建御雷神から高倉下へ、そして神武へと渡った霊剣(剣の名は「さじふつの神」またの名は「みかふつの神」またの名は「ふつの御魂」)

②の布留御魂大神の御神体は、邇芸速日命から継承された天璽剣。

③の布都斯魂大神の御神体は、スサノオノ命が八岐大蛇を退治した際に用いた(尾を切って草薙の剣を取り出した)十拳剣。

(上は『古事記』による。)

又、配祀神は宇摩志麻治命・五十瓊敷命・白河天皇・市川臣命であって、邇芸速日命は祭られていないが、石上神宮は、宇摩志麻治命が

饒速日命の御子で当神宮祭主物部氏の祖神と仰がれています。

(『石上神宮』、25頁)

と語られている。これは

邇芸速日命、登美毘古が妹登美夜毘売を娶して生みし子、宇摩志麻遲命。こは物部氏・穂積臣・姪臣の祖なり。

(講談社学術文庫『古事記』中、38頁)

と『古事記』に記述されているが、下線の部分は『古事記』編纂者による挿入文であろう。

上のように記紀説話が語る神話世界の中で出現した霊剣をご神体として、今に祭っている神社であるが、物部氏の始祖とされる邇芸速日命が配祀されていない。更に、神話世界とこれらの剣がセットとなって語られ、説話の本来の地は出雲であり筑紫であるが、それが元々大和にあった石上神宮に、七支刀とともにもたらされた。という不思議さがある。

### (注3) 常世の長鳴鳥

「天の岩屋戸」説話に出てく長鳴鳥。

鶏の原種である赤色野鶏であろう。原産国はインド、東南アジア。鶏の原種(祖先)で現在も野生で生息している。

体が小さく、かなり飛ぶことができる。産卵数は年30~60個。

\*1 朝日文庫『日本列島の大王たち—古代は輝いていたⅡ—』: 古田武彦著、朝日新聞社、1988年5月

\*2 『石上神宮』: 石上神宮、石上神宮、平成11年3月1日(初版)、平成19年7月1日(全面改訂版)

# 逸年号「法興」

名古屋市 石田敬一

## 1 はじめに

逸年号を収集した史料として『<sup>にちゆうれき</sup>二中歴』、『<sup>れいききししよ</sup>麗気記私抄』、『<sup>かいとうしよこき</sup>海東諸国記』、『<sup>によぜいんねんだいき</sup>如是院年代記』、『<sup>にほんだいふんてん</sup>日本大文典』、『<sup>そこくぎせんこう</sup>襲国偽僭考』、『<sup>わかんねんけい</sup>和漢年契』、『<sup>ぼうそうまんろく</sup>茅窓漫録』などがありますが、これらは、あくまで逸年号を収集して時系列に調製したという点で明らかに作為性がある史料といえます。

こうした逸年号を整理した資料は、たいへん参考になりますが、逸年号を検討するには、このように調製された史料よりも逸年号そのものが記述された史料を重視すべきであると思えます。

とりわけ、法興年号に関しては、「法隆寺釈迦三尊像後背銘」と「伊予國風土記」逸文の二つの信頼性が高い史料があります。これらの分析が重要です。

## 2 「法隆寺釈迦三尊像後背銘」の「法興」

「法隆寺釈迦三尊像後背銘」には次のとおり「法興」が見えます。

法興元卅一年歲次辛巳十二月鬼前太后崩明年正月廿二日上宮法皇枕病弗腦干食王后仍以勞疾並著於床時王后王子等及與諸臣深懷愁毒共相發願仰依三寶當造釋像尺寸王身蒙此願力轉病延壽安住世間若是定業以背世者往登淨土早昇妙果二月廿一日癸酉王后即世翌日法皇登遐癸未年三月中如願敬造釋迦尊像并使侍及莊嚴具竟乘斯微福信道知識現在安穩出生入死隨奉三主紹隆三寶遂共彼岸普遍六道法界含識得脫苦緣同趣菩提使司馬鞍首止利仏師造

ここでは冒頭に「法興の元号の三十一年、歳次辛巳の十二月、鬼前太后崩ず」とあります。原文を分解すると「法興元+三十一年+歳次+辛巳」となります。つまり、“年号+年数+歳次

+干支”の記述形式になっており、これは、中国史書における一般的な年号の記述方法といえます。「法興元」は年号であって「元」を付けて元号であることを示しています。「三十一年」は、言うまでもなく三十一年の意味であり、これに続く「歳次」は干支とともに用いられ年回りを意味しますので、次の干支「辛巳」と合わせて、「辛巳の年に」という意味です。つまり、ここでは中国史書に数多く使われ一般的なスタイルである“年号+年数+歳次+干支”の中で「法興」が使われており、「法興」は、明らかに年号として記述されています。

こうした記述事例について、多数ある中から『隋書』の一例を挙げれば次のとおりです。

臣謹案晋太康元年歲在庚子，晋武平吳，至今開皇六年歲次丙午，合三百七載。

(中華書局版『隋書』／列傳／崔仲方1448頁、  
下線は筆者による。以下同じ。)

「開皇+六年+歳次+丙午」は“年号+年数+歳次+干支”のスタイルになっています。

開皇は、隋の文帝楊堅の治世に行われた年号で、隋朝最初の年号です。開皇元年は、581年ですから開皇六年は586年です。歳次は丙午とともに使われ年回りの意味です。丙午は西暦年を60で割って46が余る年ですから、586年は丙午でぴったり干支が一致します。

## 3 「伊予國風土記」逸文の「法興」

『伊予國風土記』に載せる「伊予國風土記」逸文にも、法興が見えます。

法興六年十月歲在丙辰 我法王大王與惠慈法師及葛城臣 道遙夷與村正親神井 歎世妙驗欲叙意 聊作碑文一首

惟夫 日月照於上而不私 神井出於下無不給 萬機所以妙應 百姓所以潜扇 若乃照給無偏私 何異干寿国随華台而開合 沐神井而瘳疹 詎舛于落花池而化弱 窺望山岳之巖嶠 反冀子平之能往 椿樹相廕而穹窿 実想五百之張蓋臨朝啼鳥而戲

卍 何曉乱音之聒耳 丹花卷葉而映照 玉菓弥葩以垂井 經過其下可優遊 豈悟洪灌霄霄庭 意與才拙実慚七步 後定君子 幸無蚩咲也

ここでも「法興六年十月歳在丙辰」と冒頭に「法興」が記述されています。分解すれば「法興+六年十月+歳在+丙辰」です。つまり、“年号+年(月)数+歳在+干支”のスタイルになっており、これは、中国史書の一般的な記述方法といえます。「法興」は年号であって、「六年十月」は、言うまでもなく六年十月の意味であり、これに続く「歳在」は干支とともに用いられ年回りを意味しますので、次の干支「丙辰」と合わせて、「丙辰の年に」という意味であり、「法興六年十月の丙辰の年に」となります。つまり、ここでは中国史書に数多く使われ一般的なスタイルである“年号+年(月)数+歳在+干支”の記述方法の中で「法興」が使われており明らかに年号として記述されています。

こうした記述事例について、多数ある中から『隋書』の一例を挙げれば次のとおりです。

開皇四年歳在甲辰，積四百一十二萬九千一，算上。  
(中華書局版『隋書』／律曆中421頁)

「開皇+四年+歳在+甲辰」は“年号+年数+歳在+干支”のスタイルになっています。

開皇元年は、581年ですから開皇四年は584年です。歳在は甲辰とともに使われ年回りを意味します。甲辰は西暦年を60で割って44が余る年ですから、584年は甲辰でぴったりの干支が一致します。

つまり、“年号+年数+歳次+干支”や“年号+年数+歳在+干支”のスタイルは、法興が年号であることを指し示しています。

#### 4 「法興」法号説

この法興年号について、「古田史学会報」104号で、正木裕氏は「九州年号の別系列（法興・聖徳・始哭）について」と題して、法興は多利思北孤の法号であるとの説を示されています。

「法興法号説」と名付けましょう。

私はこの法興法号説に疑問を持ちます。というのも、法号は、いわゆる戒名や法名のことで、私が知る限り、中国や日本の史料で、この戒名に年月と干支を続けて年代を特定する記述事例は見たことがありません。

素直に見つめれば、2項と3項で示したとおり、中国史書では、“年号+年数+歳在+干支”や“年号+年数+歳在+干支”のスタイルは、年号を示す一般的な記述方法であり、この法興は法号ではなく年号であることは疑いようもないと思います。

#### 5 「始哭」非年号説

また、同じくこの正木氏の考察では「始哭」（フリガナは石田による）は年号ではなく、多利思北孤が始めた「哭泣の儀礼」の事績が年号のように伝承したものであるという説を掲げておられます。私も葬礼の歳に大声をあげて泣く哭礼は様々な史料からあったと承知しています。哭礼が、589年に亡くなった玉垂姫の葬儀に伴うものとするれば時期的にはおおよそ合致します。そして、泣き終わる「卒哭」の儀式があることも知っています。

『隋書』から「卒哭」の例を挙げれば次のとおりです。

己雖小功，既卒哭，可以冠、娶妻。

(『隋書』／喪葬154頁)

正木氏が言われるとおり、この「卒哭」の儀式に対して「始哭」の儀式があっても不思議ではありません。ただ、「卒哭」は中国史書に多数出現するのに対して「始哭」の語句は、わずかに『十三経』に3回出現するのみです。しかも、その3例は、確実に儀礼であるとはいえないようです。

子夏喪子之時曾子已弔今為喪明更弔故曾子先哭子夏始哭

(『十三経』／重刊宋本十三経注疏附校勘記／129-1頁)

子夏、子を喪した時、曾子は已に弔うも(子夏が)今失明と為りて更に弔う。先に曾子が哭く故に子夏も哭き始めた。

子夏は、孔子の門人で曾子も同門です。

子夏が子に死なれた嘆きのために失明し、曾子が見舞いに来たときに、曾子が哭いたのにつれて子夏も哭き始めたという意味ですので、この場合の「始哭」は儀礼ではありません。

次の2つの例は、確かではありませんが、儀礼の「始哭」と捉えられるようにも思われます。

以三月造名始哭之者以其三月一时天气变有所识晒人所加怆故据名为限也

(『十三經』／重刊宋本十三經注疏附校勘記／儀禮疏卷第三十一370-2頁)

謂後日之哭朝，入奠於其殯。既，乃更即位，就他室，如始哭之時。

(『十三經』／重刊宋本十三經注疏附校勘記／736-1頁)

「始哭」は、經書である『十三經』のみに出現しますが、『三國志』や『隋書』などの史書には出現しません。少なくとも言葉としてはあるものの「卒哭」と比べると一般的とはいえないようです。したがって、非年号説のように玉垂姫の葬儀に伴い「始哭」が始まり、この事績が年号のように伝承したと想像することもできますが、可能性は少ないでしょう。一方、玉垂姫の葬儀に哭礼が大々的に執り行われたところから、「始哭」が年号に採用された可能性を否定することもできません。いずれにしても、非年号説、年号説ともに想像の域を出ず、これを主張する根拠は希薄と言えましょう。

ただし、鶴峯戊申著の『襲国偽僭考』の年号部分の原典となる図書の一つが『和漢年契』であり、その「凡例」では、喜樂、端正、始哭、法興の年号があったとされます。このうち、喜樂、端正、法興は、『二中歴』など逸年号を収集した史料や金石文に現れていることから、年号であることに異論は少ないでしょう。となると、残る始哭を年号として捉えることを排除する強い理由も見あたらないようです。

## 6 並列年号説と非年号説

古田武彦氏の並列年号説は、同じ時代に二つの年号が使われていたとするものです。先に示した『和漢年契』の「凡例」がこの説の根拠の一つであろうと思います。この並列年号説に対する説が、正木氏の法興法号説や「始哭」非年号説などの年号否定説です。これらは『和漢年契』の「凡例」が信頼できないという立場にたち、「法興」や「始哭」はそもそも年号ではないとする

スタンスで解決を試みた説といえましょう。私も『和漢年契』の「凡例」はただちに信頼すべきものではないと思います。

しかし、もし、法興を年号ではないと否定するととなると、言うまでもなく古田氏が主張されている並列年号説を否定することになります。私は、これまで述べてきたとおり、法興が年号であることは揺るがないので、法興が非年号であるとの説については、明確に違ふと主張します。また同時に並列年号説の根拠は危ういと考えます。ただ、法興年号は30年以上の期間がありますので、時代認識に誤りが無ければ、『二中歴』に示された年号と並列していたと考えないといつじつまが合わないことになります。

## 7 終わりに

私の意見をまとめると、次のとおりです。

- (1) 私は、中国史書の“年号+年数+歳在+干支”や“年号+年数+歳在+干支”は、年号を使用した定型文といってもよいことから、同様の記述方法で示された「法隆寺釈迦三尊像後背銘」と「伊予國風土記」逸文に示された法興は、年号であることは間違いないと思います。
- (2) したがって、『和漢年契』の「凡例」は信頼性に欠けるものの、古田武彦氏が主張されるように、法興については、いわゆる『二中歴』の年号と並列した年号であるという説に賛成します。
- (3) ただし、『二中歴』には、金石文にある法興年号が採用されていませんので、『二中歴』に偏重するのは問題であると考えます。
- (4) また、法興は年号であることから、法興を年号ではないと否定する法興法号説については、妥当ではないと考えます。
- (5) 「始哭」非年号説については、逸年号を収集したとする文献『和漢年契』等以外に、「始哭」が書かれた文献が発見されていませんので、「始哭」が年号であったという積極的な根拠はありません。ただし「始哭」が年号ではないとする根拠も不十分であるので、いま結論づけることは早計と考えます。



# 欠史八代の天皇と葛城氏

一宮市 竹蔦正雄

## I. はじめに

奈良盆地の南半分の最も低い所を北に流れる蘇我川の西側、つまり盆地の南西部が葛城地域である。この地域は、早くから人の営みが見られ、弥生時代から古墳時代にかけての遺跡・古墳が数多く残っている。これらの遺跡・古墳と『日本書紀』に記載されている天皇のうち、「欠史八代天皇」とされる綏靖・安寧・懿徳・孝昭

・孝安・孝霊・孝元・開化の各天皇との係りを探ってみた。

早くから栄えた葛城地域には地域的政治連合が形成され、葛城政権を樹立していたと考える。そして、九州・出雲・吉備・近江・越・東海の各地からの代表者による共同評議会的政治連合である纏向政権と共存していたと考える。因みに、纏向政権が評議会的連合と見るのは纏向遺跡の出土品が都市型国家の様相を現しているからである。つまり、遺跡周辺に水田遺跡が無く、経済基盤を持たない政権であることによる。

## II. 葛城地域の遺跡

葛城地域の主な弥生時代の遺跡と古墳時代の遺跡は、表1のとおりである。

表1 弥生・古墳時代の遺跡

遺跡名	時期	出土品内容	場所
中西遺跡	弥生前期初 ～後期	約2万㎡の小区画水田跡、 エノキの焼け切株	御所市條
萩之本遺跡	弥生前期中 ～後期	小区画(2.5×4m)水田跡40枚、 灌漑施設跡	橿原市川西町
根成柿遺跡		大溝9条を持つ環濠集落、橋の跡	大和高田市根成
鴨都波遺跡	弥生中期 ～後期	拠点集落(東西300m×南北500m)、 古墳前期墓	御所市三室
キトラ山遺跡	弥生後期	高地性集落	葛城市竹内
秋津遺跡	前2世紀末 ～4世紀中	弥生前期水田跡、 大規模集落跡(豪族館・祭祀跡)	御所市池之内
南郷遺跡群	5世紀前半 ～6世紀前半	首長高殿、大型掘立柱建物、 祭祀導水施設跡	御所市南郷地区
長柄遺跡	5世紀後半 ～6世紀前半	大型竪穴建物(首長居館)跡、 韓式系土器出土	御所市名柄
鴨神遺跡	5世紀後半 ～6世紀後半	道路遺跡	御所市鴨神

表1において、特筆すべきは中西遺跡と南郷遺跡群である。

中西遺跡は、隣接する秋津遺跡とその北の御所市蛇穴の今出遺跡と合わせ、弥生前期からの水田遺構が確認され、葛城地区の経済拠点地区であったことがわかった。2009～2012年の調査によるこれらの水田遺構の確認がなされるまで、奈良盆地においては唐古・鍵遺跡のほかに広大な水田の存在は確認されておらず、奈良盆地での農業生産力は低いと考えられてきた。しかし、この調査により、蘇我川と葛城川

に挟まれたこの地域の農業生産力の高さが示され、葛城地域が弥生の前期段階から奈良盆地で屈指の経済力を持ち、そしてその経済力により政治勢力の台頭をみたと考える。

南郷遺跡群は、金剛山東麓の扇状地から発掘された複合的な遺跡群である。金剛山東麓の扇状地には小さな尾根が幾つも形成され、その尾根にはそれぞれ性格の異なる居住域が造営された。

そのうちの5世紀前半～6世紀前半の主な遺跡をあげると、表2のとおりである。

表2 5世紀前半～6世紀前半の主な遺跡

遺 跡 名	遺 跡 の 概 要
極楽寺ヒビキ遺跡	「王の高殿」、首長による地域支配の象徴と思われる大型建物跡
南郷安田遺跡	「王の祭殿」、首長による儀礼が行われた施設と考えられる大型建物
南郷大東遺跡	「水の祭祀場」、首長による水の祭りが行われた施設の導水施設跡
多田 <sup>オイダ</sup> 多田 <sup>ヤシダ</sup> 榎木本遺跡	「王の居館」、儀礼を執り行った首長の館跡
南郷角田遺跡	多量の鉄小片、金・銀・銅の金属、ガラス・鹿角加工跡などの複合生産工房跡
南郷千部遺跡・ 下茶屋カマ遺跡・ 佐田柚ノ木遺跡	竪穴建物を主体とした集落跡
南郷柳原遺跡	半島類例の大壁建物跡
井戸井柄遺跡	工房生産活動を指揮した渡来人の住居地

(『ヤマト王権と葛城氏』\*1による)

表2のように、葛城地域は弥生早期からの水田稲作の普及と、古墳前期に入り西国からの移住及び渡来人の定住とその技術指導により奈良盆地内で屈指の経済力を持った政治勢力集団となった。そして、纏向政権と共存したり、或は競合したりしたであろうと推測する。

### III. 葛城地域の古墳

葛城地域には数多くの古墳群がある。そのうちの主な古墳群は南部の室・国見山古墳群、中央部の新庄古墳群、北部の馬見古墳群である。馬見古墳群はさらに北群、中央群、南群の3群に分けられる。

葛城地域の主な弥生時代の遺跡と古墳時代の遺跡は表3のとおりである。

\*1 『ヤマト王権と葛城氏』: 大阪府立近つ飛鳥博物館編 大阪府立近つ飛鳥博物館, 2014年4月

表 3

## 葛城地域の6世紀末までの主な古墳

古墳名	時 期		内 容	古墳群	場 所
久渡 3号墳	3世紀	中末	前方後方墳、 画文帯神獸鏡1面、ホケノ山類似	馬見北	北葛城上牧町
新山古墳	4世紀	前中	前方後方墳、 直弧文鏡ほか33面、晋代帯金具	馬見南	北茨城広陵町
鴨都波 1号墳		中前	小方形墳、 三角縁神獸鏡4面、高野槇製割竹木棺	室・国見	御所市三室
築山古墳		中末	馬見古墳群最大、 鱗付円筒埴輪、壺形埴輪、葺石	馬見南	大和高田市
佐味田 宝塚古墳		後前	銅鏡36面うち「家屋文鏡」1面、 鱗付円筒埴輪	馬見中	北葛城河合町
佐味田 貝吹山古墳		後中	内行花文鏡3面、ダリュウ 三角縁神獸鏡4面(鼉龍鏡1面)		北葛城広陵町
巢山古墳		後中	出島状遺構から水鳥埴輪等、 周濠から舷側・堅板		北葛城広陵町
島の山古墳		後後	四獣形鏡3面、車輪石80点他、 武具無、女性墓	馬見北	磯城郡川西町
ナガレ山 古墳		後末	墳丘に埴輪列二段、木樋形土製品、 家形形象埴輪	馬見中	北葛城河合町
室宮山古墳	5世紀	前初	葛城地域最大、 伽耶地域産船形陶質土器、武器等	室・国見	御所市室
新木山古墳			馬見古墳群最大級、 家形・甲冑形など形象埴輪	馬見中	北葛城広陵町
乙女山古墳		前中	国内最大規模の帆立貝式古墳、		北葛城河合町
川合 大塚山古墳		中中	巫女形埴輪の左腕、 葛城地域200m超古墳の最後	馬見北	北葛城河合町
掖上 罐子塚古墳		中後	南葛城第2位、 金銅製帯金具、室宮山類似埴輪	室・国見	御所市柏原
新庄 屋敷山古墳		後中	室宮山古墳が祖形、 長持形石棺、馬形等形象埴輪	新庄	葛城市南藤井
狐井 城山古墳		後末	刳抜長持形石棺、顕宗陵	馬見南	香芝市狐井
市尾 墓山古墳	6世紀	前初	東漢氏族長墓?	市尾	高市郡高取町
川合 城山古墳		前中	馬見丘陵北側で最新	馬見北	北葛城河合町
市尾 宮塚古墳		中前	銀製魚形歩揺、 金銅製鞍金具・環頭大刀柄頭・耳環	市尾	高市郡高取町
條 ウル神古墳		後前	大型家形石棺、棺蓋縄掛突起計8個	巨勢山	御所市條

※ 時期略号：(前=前期、中=中期、後=後期) + (初、前=前半、中=中頃、後=後半、末)  
(『ヤマト王権と葛城氏』による。)

#### IV. 葛城地域の遺跡および古墳と『日本書紀』

『日本書紀』に記載されている葛城地域に関連する記述を拾い出し、上述の遺跡・古墳と照し合せて、葛城地域の政治勢力集団がどのようなものであったかを検討する。

『日本書紀』の神武紀以降開化紀までの葛城地域に関する記述は、表4のとおりで、その内容を検討した。

##### 1 神武紀

神武紀の戊午年九月条に

**高尾張邑に、或本に云はく、葛城邑なりといふ。赤銅八十梟帥有り。**

(日本古典文学全集『日本書紀』①<sup>1</sup>、211頁)

**又高尾張邑に土蜘蛛有り。其の爲人也 身短くして手足長く、侏儒と相類へり。**

(日本古典文学全集『日本書紀』①、228・229頁)

とあり、高尾張邑（葛城邑）に赤銅八十梟帥がいたのである。では、この赤銅八十梟帥とはどのような集団であったか。この集団に土蜘蛛がいたとあるので、縄文の時代からの土着一族を含む、古くからの部族集団であったと推測できる。

また、「赤銅」とあるのは赤銅、すなわち青銅の製造と加工の技術を持った集団であった。

「青銅」とは、銅と錫に少量の鉛を混ぜて作られたものである。錫の量によりその発色が変わり、少ないと赤銅色になり、増加すると黄金色（真鍮）になり、さらに増やすと白銅色になる。これらの銅により作られた銅器が錆びて緑色になる。後年発掘された銅器がみな錆びた状態の緑色であったので「青銅器」と名付けられたのである。因みに、この名称はデンマークの考古学者クリスチャン・トムセンが1836年に提唱した石器・青銅器・鉄器の三時代区分法によるとされる。

青銅器は紀元前2世紀、弥生前期末に朝鮮半島から北九州にもたらされ、その生産技術と一緒に近畿に伝わったと考える。近畿の青銅器と

しては、銅鐸が主として作られた。銅鐸は1世紀末頃に急に大型化し、近畿式と三遠式の二種類が生産された。近畿式銅鐸は唐古・鍵遺跡での生産が有名であるが、三遠式銅鐸は濃尾平野で生産されたと推定されている。この生産に赤銅八十梟帥集団が関与していたと推測できる。つまり、高尾張邑の銅生産工人を含む集団が移り住み、近畿とは違う様式の銅鐸を造り出したのである。因みに、銅鐸は邑はずれに埋められ、邑の祭祀の時掘り出され使用された。この時、掘り出された銅鐸は、埋めた時には赤銅色であったが、掘り出した時には錆びて緑色になっていた。つまり、植物が芽吹き生育した色になって出てきたのである。それは生命の蘇りに繋がる神秘的なことであった。これが、銅鐸が埋められた理由と考える。

次に、神武2年春2月に

**天皇、功を定め賞を行ひたまふ。……復劍根と  
言う者を以ちて葛城国造としたまふ。**

(日本古典文学全集『日本書紀』①、234・235頁)

と、劍根が葛城国造に任命された。無論、国造の地方官職名が出来たのは後年であるが、劍根とあるから武器をもった部族長が葛城地域連合の長となって治めていたことを示している。

さらに、神武31年夏4月に

**皇輿巡幸す。因りて腋上の嚙間丘に登りまして国  
状を廻望みて曰はく「……」とのたまふ。**

(日本古典文学全集『日本書紀』①、235・236頁)

と、腋上の嚙間丘に登った。この腋上は御所市東部地であるので嚙間丘とは曾我川の西にある国見山と見ることが出来る。

以上のことから、葛城地域の初期のリーダーは、弥生中期から後期の遺跡である御所市三室の鴨津波遺跡に居たと考える。

##### 2 綏靖紀

綏靖紀以降開化紀までは、記述が簡略のため手がかりが少ないので、記載された地名、宮名が頼りとなる。したがって、これらを頼りに検討する。

\*1 日本古典文学全集『日本書紀』①：小島憲之始め五人校注・訳者、小学館、1994年4月

表 4

## 葛城地域に関する記事（神武紀～開化記）

天皇名	関連記述内容	宮名（所在地）	陵名（所在地）
神武天皇 神日本磐余彦天皇	即位前紀 ・高尾張邑或本にはく葛城邑なりといふ。赤銅八十梟帥有り。 ・高尾張邑に土蜘蛛有り。……侏儒と相類へり。 神武2年 ・剣根といふ者を以ちて葛城国造としたまふ。 神武31年 ・腋上の嘸間丘に登りて、国状を廻望みて、… 神武76年 ・天皇、橿原宮に崩ります。	橿原宮 （畝傍山東南）	畝傍山 東北陵 （橿原市大久保町）
綏靖天皇 神淳名川耳天皇	即位前紀 ・手研耳命を片丘の大室の中に有り、……手研耳命を射たまふ。……遂に殺したまふ。 綏靖元年 ・葛城に都をつくりたまふ。是を高丘宮と謂ふ。 綏靖4年 ・神八井耳命薨ります。畝傍山の北に葬る。 綏靖33年 ・天皇不豫したまふ。癸酉に崩ります。	高丘宮 （御所市森脇） 『大和志』	倭 桃花鳥田丘上陵 （橿原市四条町）
安寧天皇 磯城津彦玉手看天皇	安寧2年 ・都を片塩に遷したまふ。是を浮孔宮と謂ふ。 安寧3年 ・淳名底仲媛を立てて皇后としたまふ。（鴨王の女） 二皇子（息石耳命、懿徳天皇）を生みたまへり。 安寧38年 ・天皇崩ります。	浮孔宮 （大和高田市三倉堂）	畝傍山南 御陰井上陵 （橿原市吉田町）
懿徳天皇 大日本彦稻友天皇	懿徳2年 ・都を軽の地に遷したまふ。是を曲峡宮と謂ふ。 ・天豊津媛命を立てて皇后としたまふ。（息石耳命の女） 懿徳34年 ・天皇崩ります。	曲峡宮 （橿原市見瀬町）	畝傍山南 織沙谿上陵 （橿原市西池尻町）
孝昭天皇 観松彦香殖稻天皇	孝昭元年 ・都を掖上に遷したまふ。是を池心宮と謂ふ。 孝昭29年 ・世襲足媛を立てて皇后としたまふ。（尾張連瀛津世襲の妹） 孝昭83年 ・天皇崩ります。	池心宮 （御所市池之内）	掖上博多山上陵 （御所市三室）
孝安天皇 日本足彦国押人天皇	孝安2年 ・都を室の地に遷したまふ。是を秋津島宮と謂ふ。 孝安26年 ・姪押媛を立てて皇后としたまふ。（天足彦国押人命の女か） 孝安102年 ・天皇崩ります。	秋津島宮 （御所市室）	玉手丘上陵 （御所市玉手）
孝霊天皇 大日本根子彦太瓊天皇	即位前紀 ・都を黒田に遷たまふ。これを廬戸宮と謂ふ。 孝霊2年 ・細媛命を立てて皇后としたまふ。（磯城県主大目の女） 孝霊76年 ・天皇崩ります。	廬戸宮 （田原本町黒田）	片丘馬坂陵 （王子町本町3丁目）
孝元天皇 大日本根子彦国牽天皇	孝元4年 ・都を軽の地に遷したまふ。是を境原宮と謂ふ。 孝元7年 ・鬱色謎命を立てて皇后としたまふ。（穂積臣鬱色雄命の妹） 孝元57年 ・天皇崩ります。	境原宮 （橿原市見瀬町）	剣池島上陵 （橿原市石川町）
開化天皇 稚日本根子彦大日天皇	開化元年 ・都を春日の地に遷したまふ。……是を率川宮と謂ふ。 開化6年 ・伊香色謎命を立てて皇后としたたふ。（孝元妃、彦太忍信命の母） 開化60年 ・天皇崩ります。	率川宮 （天理市和邇）	春日率川坂本陵 （奈良市油阪町）

※ 陵の所在地は『陵墓要覧』による。

綏靖即位前紀に

(己卯年冬十一月) **手研耳命片丘の大室のなかに有り、……手研耳命を射たまふ。一発胸に中て、再発背中に中て、遂に殺したまふ。**

(日本古典文学全集『日本書紀』①、243頁)

とある。手研耳命は神武天皇が橿原宮で崩御した後、丙子年3月から己卯年11月までの3年8ヶ月間、政権を担っていた。その場所が片丘であった。「片丘」は日本古典文学全集『日本書紀』①の頭注に

**北葛城郡王寺町本町のうち。**

(日本古典文学全集『日本書紀』①、243・244頁)

としている。この地は葛下川が大和川に合流する大和川水運の要衝の地であり、葛城地域だけでなく、奈良盆地全体を統治するのに最適な地であった。しかし、弟の神渟名川耳尊に討たれ、執って換わられるのである。

弟の神渟名川耳尊、即ち綏靖天皇は

**綏靖元年春正月、……葛城に都つくりたまふ。是を高丘宮と謂ふ。**

とある。「高丘宮」は、頭注で

『大和志』に葛城郡森脇村(御所市森脇)という。

(日本古典文学全集『日本書紀』①、244・245頁)

とある。この森脇には一言主神社があり、そうであるかもしれないが、葛城市竹内の方がより一致すると考える。高丘と呼ばれた宮であるので、高台地にあったと考える。

竹内には弥生後期の高地性集落のキトラ山遺跡がある。これは、葛城から河内に抜ける竹内峠のある古代街道沿いに位置している。此処も片丘の地同様の交通の要所であった。

### 3 安寧紀

安寧天皇は安寧2年に

**都を片塩に遷したまふ。是を浮孔宮と謂ふ。**

とある。この地名「片塩」は、頭注で

**地名「片塩」は奈良県大和高田市三倉堂。**

(日本古典文学全集『日本書紀』①、246・247頁)

としている。事実、三倉堂には「片塩」も「浮

孔」の地名が残っており、遺称地とされているが、他の地を探してみる。

御所市池之内・條に古墳前期の大規模集落跡の秋津遺跡を当ててみる。この遺跡から、弥生前期からの広大な水田跡と古墳前期からの豪族館・祭祀場跡などが発掘されている。

また、安寧三年に

**渟名底仲媛命を立てて、……皇后としたまふ。**

(日本古典文学全集『日本書紀』①、247頁)

とある。この皇后は事代主神の孫鴨王の娘(懿徳天皇即位前紀)であり、安寧天皇の母・五十鈴依媛も事代主神の次女(安寧天皇即位前紀)とあるように、安寧天皇は事代主神との係わりが深い。秋津遺跡の西へ2.5kmの森脇には一言主神社あり、北へ1.5kmの三室には鴨都波神社があり、この神社の祭神である事代主神を祀る鴨族の援助を受けるには最適な地である。

### 4 懿徳紀

懿徳天皇は、懿徳2年春正月に

**都を軽の地に遷したまふ。是を曲峡宮と謂ふ。**

とある。この「軽」と「曲峡宮」を頭注では

**「軽」は奈良県橿原市大軽町付近**

**「曲峡宮」を**

**橿原市見瀬町小字マワリオサが遺称地。**

(日本古典文学全集『日本書紀』①、249・250頁)

と比定しており、橿原市を遺称地としている。

ここでも他の地を探してみる。「軽の地」は鴨族の地の訛ったものとする。懿徳天皇の母・渟名底仲媛命は鴨王の娘である。したがって、天皇は母親の許である鴨族の本拠の鴨都波遺跡の地で育ったのではないかと考える。この地は葛城川が曲がりくねって流れる左岸にある。この曲がり狭くなった地形を造り、その上に宮が立てられたので「曲峡宮」と呼ばれたと考える。

### 5 孝昭紀

孝昭天皇は、孝昭元年秋7月に

**都を掖上<sup>わきがみ</sup>に遷したまふ。是を池心宮と謂ふ。**

とある。この「掖上」を頭注では

御所市の東北部にあたる。

(日本古典文学全集『日本書紀』①、252・253頁)

としている。また、次代の孝安38年の条に

観松彦香殖稻天皇(孝昭天皇)を掖上博多山上陵に葬りまつる。

とあり、「掖上博多山上陵」を頭注では

『陵墓要覧』は御所市大字三室とする。

(日本古典文学全集『日本書紀』①、255頁)

としている。つまり、鴨都波遺跡周辺も掖上と呼ばれていたのである。「池心宮」が池のある宮殿であるならば、それは丘陵地より、葛城川の水が引き入れやすい鴨都波遺跡周辺の方がより適切である。

## 6 孝安紀

孝安天皇は孝安2年冬十月に

都を室の地に遷したまふ。是を秋津島宮と謂ふ。

とある。この「室」を頭注で

現御所市室に当る。

(日本古典文学全集『日本書紀』①、254頁)

としている。この地は後に葛城地域最大規模の古墳である室宮山古墳が造られたところであり、弥生の水田跡の中西遺跡と前述の秋津遺跡の隣地である。また、神武天皇が国見をした国見山の麓でもある。さらに、尾張氏の本拠地とされる御所市西南部の名柄、南郷地区の隣接地でもあり、尾張氏の援助も受けやすい地である。従って、「秋津島宮」は御所市室でよいと考える。秋津島の名は、神武天皇の国見のときの地名譚に関連すると考えられる。

## 7 孝霊紀

孝霊天皇は、孝安102年の皇太子時に

皇太子、都を黒田に遷したまふ。是を廬戸宮と謂ふ。

とある。この「黒田」の所在地は、頭注で

『和名抄』に大和国城下郡黒田郷、久留多 奈良 磯城郡田原本町黒田。

(日本古典文学全集『日本書紀』① 256・257頁)

としている。この地は葛城地域を外れた飛鳥川の東にあり、纏向政権の領域に入っている。これは葛城政治連合の長が纏向全国政治連合の官職に就任したからである。

綏靖天皇以来の各天皇の皇后にたいして、

一に云う、磯城県主…の女…なり。

とあるように本文ではなく、細注としての紹介であったのが、ここ孝霊天皇になって

細媛命を立てて皇后としたまう。

(日本古典文学全集『日本書紀』① 257頁)

と本文に記述されている。また孝元紀に細媛命を

磯城県主大目が女なり。

(日本古典文学全集『日本書紀』① 259頁)

とあるように纏向政権の世話役磯城氏の援助を受けて、連合の一員になったことを示している。

「廬戸宮」の名は葛城に本拠地を置いて、その出先の仮住まい的な「粗末な宮」を意味しているのであろう。

## 8 孝元紀

孝元天皇は、孝元四年春三月に

都を軽の地に遷したまふ。是を境原宮といふ。

とある。この「軽」地は同頭注で、懿徳紀同様に

二四九<sup>ベ</sup>注-四(橿原市大軽町付近)

(日本古典文学全集『日本書紀』① 259頁)

としているが、こちらも同様に「鴨の地」とし葛城地内にあったとする。そして、「境原宮」であるが、境とあるから鴨の地である鴨都波遺跡と何処かの境と考えると、

- ・一つ目に馬見丘陵の古墳群が思い当たる。前記の古墳表のように馬見古墳群は葛城一族の奥津城であると考え、この奥津城との境の地と考えられる。
- ・二つ目には纏向政権領域との境の地が考えられる。

この二つの地に当てはまるのが、安寧紀にあった大和高田市三倉堂あたりであり、そこより少し南の根成柿遺跡のある大和高田市根成柿あ

たりと推定できる。

## 9 開化紀

開化天皇は、開化元年冬10月に

**都を春日の地に遷したまふ。是を率川宮と謂ふ。**

とある。この「春日」を同頭注で

**奈良市**

としたあと、但書きで、允恭紀7年12月条を引用して、

**允恭紀七年十二月条の「倭の春日に到りて、櫛井の上に食ふ」によると、櫛井(天理市櫛本町)以北が「春日」であった。……**

(日本古典文学全集『日本書紀』① 263頁)

と、天理市櫛本町辺りまでを「春日」の地であったとしている。

また、開化天皇の母は薨色謎命で、穗積臣の遠祖薨色雄命の妹とし、この「穗積臣」を同頭注で

**『姓氏録』左京神別に「穗積朝臣、石上同祖、神饒速日命五世孫伊香色雄命之後也」。**

(日本古典文学全集『日本書紀』① 261頁)

と、『姓氏録』より石上同祖と解説している。石上神社は櫛本町の直ぐ南に位置している。おそらく穂積氏もこの辺りにいたと推測する。そして、その関係で奈良市ではなくて、天理市櫛本町近辺の「春日の地」に「率川宮」を構えたと考える。

## V. まとめ

以上見てきたように、葛城地域は弥生時代前期より邑の営みが行われきた。そして弥生時代前期末に朝鮮半島からもたらされた銅生産加工技術がこの地に伝わり、弥生中期後半ごろから地域的政治連合が形成されていった。その政治連合集団は纏向政権とは異なる葛城王朝とも呼べる葛城政権を作ったのである。

これらの伝承が『日本書紀』編纂の時に大和王朝系譜の中に取り込まれ、崇神朝の前に神武神話を加えて編纂されたと考える。物語の八代

とされているが、けっしてそうではないと考える。

では、「欠史八代天皇」が活躍した年代はいつであるかということ、二代綏靖天皇が銅鐸の近畿での生産が終った二世紀末からであり、三代安寧天皇、四代懿徳天皇、五代孝昭天皇、六代孝安天皇と続き、七代孝霊天皇のとき纏向政権に参加し、三世紀末に八代孝元天皇のとき葛城に戻ったが、九代開化天皇に至り四世紀後半初めごろに纏向政権下に入ったと推測する。この間、約180年間が活躍時期である。

そして、この後に葛城襲津彦がヤマト政権の中で活躍して行く事になった。

## 「遣隋使」と『隋書』倭国伝

(追記2)

瀬戸市 林 伸禧

### 1 はじめに

「東海の古代」155号(平成25年5月)で、推古紀における中国との通交の記事は、12年繰上げられていると述べた。

その関連で、裴世清は大業4年に倭国に来て、同6年に帰国したと述べたが、その傍証が判明したので報告する。

### 2 倭国と隋(煬帝)との通交

倭国と隋との通交を、煬帝の高句麗遠征を含んだ年表を作成した。その状況は表1のとおりである。

### 3 裴世清が倭国に派遣した目的

煬帝は、高句麗遠征を計画した場合、東夷では大国<sup>4</sup>とされている「倭国」がどのような動

\*1 『隋書』列伝第四六・東夷(倭国)で「新羅、百濟皆以倭爲大國」と記述。



表1

隋・煬帝の裴世清派遣と高句麗遠征（第2次）年表

西暦	中国年号	和年号	記	事
606	大業	3 推古	14	○倭王多利思北孤、隋に使者を派遣。 大業三年、其王多利思北孤遣使朝貢。 (『隋書』列伝第四六 東夷—倭国)
607		4	15	○煬帝、裴世清を倭国に派遣。 明年(大業四年)上遣文林郎裴清使於倭國 (『隋書』列伝第四六 東夷—倭国) (武王)九年春三月 …… 隋文林郎裴清奉使倭國 經我國南路 (『三国史記』百濟本紀第五 武王)
608		5	16	○裴世清、倭国実情調査。
609		6	17	○裴世清、帰国。 (大業6年) 倭國遣使貢方物 (『隋書』帝紀第三 煬帝上) 清遣人謂其王曰「朝命既達, 請即戒途。」…… 復令使者隨清來貢方物 (『隋書』列伝第四六 東夷—倭国)
610		7	18	○煬帝、高句麗遠征を明言。 (大業7年) 二月壬午、詔曰「…… 高麗高元, 虧失藩禮, 將欲問罪遼左, 恢宣勝略。雖懷伐國, 仍事省方。……」 (『隋書』帝紀第三 煬帝上)
611		8	19	○煬帝、高句麗遠征(第二次)を行うが、大敗北を喫して撤退。 ・(大業8年) 春正月辛巳 大軍集于琢郡 (『隋書』帝紀第四 煬帝下) ・( ) 七月壬寅, 宇文述等敗績于薩水, 右屯衛將軍辛世雄死之。九軍並陷, 將帥奔還亡者二千餘騎。癸卯, 班師。 (『隋書』帝紀第四 煬帝下) ・(高句麗・嬰陽王23年) 秋七月…… 初 九軍度遼 凡三十萬五千 及還至遼東城 唯二千七百人 資儲器械巨萬計失亡蕩盡。癸卯 引還。 (『三国史記』高句麗本紀第八 嬰陽王)

きをするかを知るためと思う。

そのため、約2年間滞在して倭国の実情を把握して帰国したものと思われる。

表1に示したとおり、裴世清が帰国した翌年の大業7年2月に高句麗遠征を明言し、その翌年大業8年に高句麗遠征を行った。

把握した倭国の実情は、「『隋書』列伝第四六 東夷(倭国)」に記述されており、表2のとおりにとりまとめた。

そして、約2年滞在中と判断した主な内容は次のとおりである。

#### ① 軍事力

- ・有弓、矢、刀、槊、弩、積、斧、漆皮爲甲、骨爲矢鏃。

戦闘に使う武器・武具はどのような物か、

隋と比較してどうかは、非常に重要である。これらを把握するには、一定期間滞在して、観察する必要がある。

#### ・雖有兵, 無征戰。

「軍隊があるが、出征はしない」とのことは非常に重要なことと思う。これを把握するためには、倭国王多利思北孤と複数回会見して、多利思北孤の考えを知らなければ不可能である。また、臣下の言動から多利思北孤の意向を把握した結果から判断されたものと思われる。

#### ② 国力

- ・有軍尼一百二十人, 猶中國牧宰。八十戸置一伊尼翼, 如今里長也。十伊尼翼屬一軍尼。
- ・戸可十萬。(※96,000戸=128人/軍尼×10伊尼×80戸)

兵士を徴集するための組織はどのようなかを把握できたのは、長く滞在して、臣下および倭国人から聞き取りした結果と思われる。

- ・其國境東西五月行，南北三月行，各至於海。其地勢東高西下。
- ・自竹斯國以東，皆附庸於倭。
- ・新羅、百濟皆以倭爲大國，多珍物，並敬仰之，恒（※恒）通使往來。

国力はどのくらいか。国の大きさ及び東夷の国々からどのように見られているかは、非常に重要なことと思う。新羅・百濟からの毎年のように使者が倭国に来ていることを、実際見聞した結果だと思われる。

### ③ 倭国王朝

- ・每至正月一日，必射戲・飲酒，其餘節略與華同。

毎年、元旦の恒例行事として行っている。これを知るには、正月に滞在していなければ不可能である。それゆえ、裴世清は2年（正月2回）滞在して承知したと思われる。

- ・其王朝會，必陳設儀仗，奏其國樂。
- ・樂有五弦琴、笛。

裴世清は、自らの経験から知ったものと思われる。

- ・後宮有女六・七百人。

多利思北孤の臣下と親しくなり、雑談から把握したものと思われる。

### ④ 倭国内の視察

- ・有阿蘇山，其石無故火起接天者，俗以爲異，因行禱祭。

- ・有如意寶珠，其色青，大如雞卵，夜則有光，云魚眼精也。

- ・以小環掛鷺鷥項，令入水捕魚，日得百餘頭。

- ・男女多黥臂點面文身，沒水捕魚。

阿蘇山の噴煙している状況、鵜を使って魚を捕らえている状況等は、実際に現地に行つて知つたことと思われる。

### ⑤ 倭国の刑法

- ・每訊究獄訟，不承引者，以木壓膝，或張強弓，以弦鋸其項。・或置小石于沸湯中，令所競者探之，云理曲者即手爛。・或置蛇甕中，令取之，云曲者即螫手矣。

- ・殺人強盜及奸皆死，盜者計贓酬物，無財者沒身爲奴。自餘輕重，或流或杖。

罪等を犯した者の取り調べ、及び刑の執行は、長期に滞在して把握できるものである。

### ⑥ その他

- ・死者斂以棺郭，親賓就屍歌舞，妻子兄弟以白布制服。

- ・貴人三年殯于外，庶人荀日而瘞。

- ・及葬，置屍船上，陸地牽之，或以小輿。

死者に対する葬儀、特に、貴人は3年の殯を行うことは長期に滞在して実際に見聞しなければ、把握できないと思われる。

表2

## 国の実情

※ 出典：中華書局版二十四史『隋書』（校訂した単語を原文とおり訂正。倭→倭、比→北）

項目	記	事
国土	<ul style="list-style-type: none"> <li>○領域・風土 <ul style="list-style-type: none"> <li>・在百濟、新羅東南，水陸三千里，於大海之中依山島而居。</li> <li>・古云去樂浪郡境及帶方郡並一萬二千里、在會稽之東、與儋耳相近。</li> <li>・其國境東西五月行，南北三月行，各至於海。其地勢東高西下。</li> <li>・有阿蘇山，其石無故火起接天者，俗以爲異，因行禱祭。</li> <li>・有如意寶珠，其色青，大如雞卵，夜則有光，云魚眼精也。</li> <li>・溫暖，草木冬青，土地膏腴，水多陸少。</li> <li>・都於邪靡堆、則魏志所謂邪馬臺者也。</li> <li>・戶可十萬。（※96,000戸=128人/軍尼×10伊尼×80戸）</li> <li>・無城郭。</li> </ul> </li> <li>○道行き（隋から倭国） <ul style="list-style-type: none"> <li>・度百濟，行至竹島，南望耽羅国，經都斯麻國，迴在大海中。又東至一支國，又至竹斯國，又東至秦王國，其人同於華夏，以爲夷洲，疑不能明也。又經十餘國，達於海岸。</li> </ul> </li> </ul>	
王族	○家族	

	<ul style="list-style-type: none"> <li>・倭王姓阿每，字多利思北孤，號阿輩雞彌（※阿輩雞彌→我君）</li> <li>・王妻號雞彌，後宮有女六・七百人。</li> <li>・名太子為利歌彌多弗利。（※歌彌多弗→上塔）</li> <li>○執務 <ul style="list-style-type: none"> <li>・倭王以天為兄，以日為弟，天未明時出聽政，跣趺坐，日出便停理務，云委我弟。（隋・文帝：訓令改之）</li> <li>・其王朝會，必陳設儀仗，奏其國樂。</li> <li>・每至正月一日，必射戲・飲酒，其餘節略與華同。</li> </ul> </li> </ul>
組織	<ul style="list-style-type: none"> <li>○官位・組織 <ul style="list-style-type: none"> <li>・內官有十二等、員無定數。</li> <li>（大德・小德，大仁・小仁，大義・小義，大禮・小禮，大智・小智，大信・小信）</li> <li>・有軍尼一百二十人，猶中國牧宰。八十戶置一伊尼翼，如今里長也。十伊尼翼屬一軍尼。</li> </ul> </li> <li>○刑 <ul style="list-style-type: none"> <li>・殺人強盜及奸皆死，</li> <li>・盜者計贓酬物，無財者沒身為奴。</li> <li>・自餘輕重，或流或杖。</li> </ul> </li> <li>○取調べ <ul style="list-style-type: none"> <li>・每訊究獄訟，不承引者，以木壓膝，或張強弓，以弦鋸其項。</li> <li>・或置小石于沸湯中，令所競者探之，云理曲者即手爛。</li> <li>・或置蛇甕中，令取之，云曲者即螫手矣。</li> </ul> </li> <li>○軍事 <ul style="list-style-type: none"> <li>・有弓、矢、刀、槊、弩、積、斧，漆皮為甲，骨為矢鏃。</li> <li>・雖有兵，無征戰。</li> </ul> </li> <li>○国力 <ul style="list-style-type: none"> <li>・新羅、百濟皆以倭為大國，多珍物，並敬仰之，恆（※恒）通使往來。</li> <li>・自竹斯國以東，皆附庸於倭。</li> </ul> </li> </ul>
国人	<ul style="list-style-type: none"> <li>○性質 <ul style="list-style-type: none"> <li>・性質直，有雅風。</li> <li>・人頗恬靜，罕爭訟，少盜賊。</li> </ul> </li> <li>○服飾 <ul style="list-style-type: none"> <li>・男子衣裙襦，其袖微小，履如屨形，漆其上，系之於腳。人庶多跣足。不得用金銀為飾。</li> <li>・故時 衣橫幅，結束相連而無縫。頭亦無冠，但垂發於兩耳上。</li> <li>・至隋，其王始制冠，以錦彩為之，以金銀鏤花為飾。</li> <li>・婦人束發於後，亦衣裙襦，裳皆有襪。髡竹為梳，</li> <li>・編草為薦，雜皮為表，緣以文皮。</li> </ul> </li> <li>○男女の仲 <ul style="list-style-type: none"> <li>・多男少，</li> <li>・婚嫁不取同姓，男女相悅者即為婚。</li> <li>・婦入夫家，必先跨犬（※火），乃與夫相見。</li> <li>・婦人不淫妒。</li> </ul> </li> <li>○死者 <ul style="list-style-type: none"> <li>・死者斂以棺郭，親賓就屍歌舞，妻子兄弟以白布制服。</li> <li>・貴人三年殯于外，庶人藹日而瘞。</li> <li>・及葬，置屍船上，陸地牽之，或以小輿。</li> </ul> </li> <li>○食事 <ul style="list-style-type: none"> <li>・俗無盤俎藉以檠葉，食用手哺之。</li> <li>・以小環掛鷺鷥項，令入水捕魚，日得百餘頭。</li> <li>・男女多黥臂點面文身，沒水捕魚。</li> </ul> </li> <li>○趣味 <ul style="list-style-type: none"> <li>・好棋博、握槊、樗蒲之戲。</li> </ul> </li> </ul>
その他	<ul style="list-style-type: none"> <li>・樂有五弦琴、笛。</li> <li>・無文字，唯刻木結繩。</li> <li>・敬佛法，於百濟求得佛經，始有文字。</li> <li>・知卜筮，尤信巫覡。</li> </ul>

## 9月例会報告

### ○「遣隋使」と『隋書』倭国伝（追記2）

瀬戸市 林 伸禧

「東海の古代」155号（平成25年5月）で、推古紀における中国との通交については、12年繰上げられている記事があると述べ、その関連で、裴世清は大業4年に倭国に来て、同6年に帰国したと述べた。

倭国に約2年滞在していた傍証が判明したので報告した。

また、『隋書』倭国伝の末行に

**此後遂絶。**

の記事について、東夷の国々が隋に対する通交から、倭国は大業6年に使者を派遣した後、通交を絶ったと私見を述べた。

### ○北海道における古代史の観点

知多郡阿久比町 竹内 強

北海道では日本列島の他の地域とは異質な歴史の歩みをしてきた。

大きなポイントは水田稲作が行われなかったことである。縄文時代の遺跡は紀元前7000年頃の遺跡が函館近くで発見されているが、これらは青森の三内丸山遺跡と多くの点で共通である。ところが本州の多くの地域で水田稲作が始まる紀元前9世紀から3世紀頃、北海道では「続縄文」といわれる一部生活様式などで変化見られるものの、縄文時代と同じような生活が続き、7世紀頃になると土器に大きな変化がみられるようになる。

この時代を「擦文時代」と呼ぶ。これまでの縄文土器とは違い本州の土師器の影響を受けた薄く硬い土器へと変わり表面の模様も縄目から木のへらでこすったような模様となる。

同じころ北部のオホーツク海沿岸地域では、大陸の靺鞨・トカレフ・古オリヤークなどの文化の影響を受けた文化が栄えた。

こうした文化と本州の文化が合流して13世紀にアイヌ文化が生まれてくる。本州の縄文人が北に追いやられてアイヌになったのではなく、独自の進化を遂げたということを報告した。

### ○法興年号について

名古屋市 石田敬一

法興年号などに対する非年号説を批判し、ほうりゆうじこんどうしやかさんぞんぞうこうはいめい「法隆寺金堂釈迦三尊像光背銘」と『釈日本紀』所引の『伊予国風土記』逸文に記された法興は、その記述形式から年号であると示した。

## 10月例会予定

日時：10月19日（日）午後1時30分～5時

場所：名古屋市市政資料館（第1集会室）

名古屋市東区白壁1丁目3番地

Tel:052-953-0051

参加料：500円（会員無料）

交通機関

- ・地下鉄名城線「市役所」駅下車、東徒歩8分
- ・名鉄瀬戸線「東大手」駅下車、南徒歩5分
- ・市バス「市政資料館南」下車、北徒歩5分
- ・市バス「清水口」から南西へ徒歩8分
- ・市バス「市役所」から東へ徒歩8分

駐車場

- ・名古屋市市政資料館：12台収容（無料）
- ・ウィルあいち（愛知県女性総合センター）地下駐車場：市政資料館南隣、有料（30分170円）
- ・鈴木不動産コインパーク：市政資料館西南角交差点の西南、有料（40分200円）

## 今後の予定

11月例会：11月16日（日）名古屋市市政資料館

12月例会：12月14日（日）名古屋市市政資料館

例会は、11月は**第3日曜日**、12月は**第2日曜日**です。

古田先生とその学問に興味のある方ならどなたの参加も歓迎します。参加に際し事前連絡は不要です。遅刻・早退もかまいません。

例会での研究報告、見解発表は大歓迎です。資料を配付される場合は、「**20部**」ご用意願います。